

社会福祉法人山清福祉会 役員（理事・監事）費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人山清福祉会の法人業務に伴う役員（理事・監事）に対する費用弁償について定める。

（業務の種類）

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会等への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査等への出席
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

（報酬等の支給）

第3条 この法人の役員（理事・監事）が、この法人の会議に出席（テレビ会議を含む）した場合は、職務遂行の費用として、1回につき下表のとおり支給することができる
なお、役員（理事・監事）の本人が辞退した場合は支給しない。

会議参加費
2,672円

（費用弁償）

第4条 第2条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

日 当	交通費
2,600円	1kmあたり50円

交通費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人山清福祉会旅費規程」を準用し、

施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人山清福祉会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

（適用除外）

第5条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、職務時間内における第2条の(1)から(3)

の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

（改正）

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法の一部を改正する法律の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任・

解任委員会等は、この規程の例により行う。